

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	津崎 宏一
【住所又は本店所在地】	兵庫県西宮市
【報告義務発生日】	2022年5月10日
【提出日】	2022年5月17日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社サンワカンパニー
証券コード	3187
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	津崎 宏一
住所又は本店所在地	兵庫県西宮市
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社サンワカンパニー
勤務先住所	大阪府大阪市北区茶屋町19-19 アプローズタワー21階

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社サンワカンパニー 管理部総務課 三上 大輔
電話番号	06-6359-6721

(2)【保有目的】

発行会社の取締役であり、安定株主として保有しております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	901,000		150
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 300,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,201,000	P	Q 150
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,201,150
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		300,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和4年5月10日現在)	V	19,171,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2022年3月25日	普通株式	1,532	0.00	市場内	取得	
2022年4月25日	普通株式	0,678	0.00	市場内	取得	
2022年5月10日	新株予約権証券	300,000	1.54	市場外	取得	1.69円(有償新株予約権の付与)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>・役員持株会にて150株保有。</p> <p>・2019年2月1日付で2018年12月27日開催の発行者第40回定時株主総会から2048年12月開催予定の発行者第70回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として520,400株取得し、発行者と提出者との間で2019年2月1日付で、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しております。</p> <p>当該株式につきましては、譲渡制限期間(2019年2月1日～2069年1月31日)が設定されており、譲渡制限期間は第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。発行者は、提出者が、本譲渡制限期間中、継続して、発行者の取締役の地位にあったこと又は発行者取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により本譲渡制限期間が満了する前に発行者の取締役の地位から退任した場合、期間満了時点をもって、当該時点において提出者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。</p> <p>ただし、提出者が、発行者取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に、提出者が発行者の取締役の地位から退任した場合には、2019年1月から提出者がかかる地位から退任した日を含む月までの月数を、360で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において提出者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。</p> <p>・2022年2月1日付で2021年12月24日開催の発行者第43回定時株主総会から2031年12月開催予定の発行者第53回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として380,000株取得し、発行者と提出者との間で2022年2月1日付で、以下の内容をその内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しております。</p> <p>当該株式につきましては、譲渡制限期間(2022年2月1日～2072年1月31日)が設定されており、譲渡制限期間は第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。発行者は、提出者が、本譲渡制限期間中、継続して、発行者の取締役の地位にあったこと又は発行者取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により本譲渡制限期間が満了する前に発行者の取締役の地位から退任した場合、期間満了時点をもって、当該時点において提出者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。</p> <p>ただし、提出者が、発行者取締役会が正当と認める理由(任期満了等)により、本譲渡制限期間が満了する前に、提出者が発行者の取締役の地位から退任した場合には、2022年1月から提出者がかかる地位から退任した日を含む月までの月数を、120で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において提出者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。</p> <p>・2022年5月10日付で有償型ストックオプション300,000株取得し、発行者と提出者の間で2022年5月10日付で、「株式会社サンワカンパニー第5回新株予約権第三者割当て契約書」を締結しております。</p> <p>当該契約上、一定の業績条件を達成した場合にのみ行使することができます。(行使期間は2028年1月1日から2029年12月31日まで。)</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	756
借入金額計(X)(千円)	

その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	2019.02.01 譲渡制限付株式(新株発行)にて520,400株取得 2022.02.01 譲渡制限付株式(新株発行)にて380,000株取得 2022.05.10 有償ストックオプションにより300,000株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	756

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地